

平成22年 9月16日

古河市議会議員 各位

古河市長 白 戸 仲 久

市の公共工事の契約に関する訴訟に係る判決について（報告）

平成18年12月28日、市内の建設業者2社から古河市に対して提起された、指名競争入札からの排除を原因として合計56,807,057円の損害賠償を求められた訴訟につきましては、残念ながら市の主張が認められず、昨日、水戸地方裁判所下妻支部において次のような判決が言い渡されましたので、御報告いたします。

判決内容（主文）

- 1 被告は、原告有限会社北総興業に対し8,114,548円及びこれに対する平成19年1月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告株式会社ウツギに対し11,244,719円及びこれに対する平成19年1月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告らのその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、原告北総興業と被告との関係において3分し、その2を原告北総興業、その余を被告の負担とする。
- 5 訴訟費用は、原告ウツギと被告との関係において3分し、その2を原告ウツギ、その余を被告の負担とする。
- 6 この判決は、1項及び2項に限り、仮に執行することができる。

副市長 各部局長

SW  
判決文～げんそく

## 平成19年(ワ)第1号損害賠償請求事件の概要

当初請求	有限会社北総興業	62,530,799円請求
	株式会社ウツギ	81,177,282円請求
	合計請求金額	143,708,081円請求
(最終請求額)	有限会社北総興業	27,587,085円請求
	株式会社ウツギ	29,219,972円請求
	合計金額	56,807,057円請求

### 1 原告

原告2社(有限会社北総興業及び原告株式会社ウツギ)は、建設業を営む会社で、平成17、18年度、土木一式工事については、北総興業はAランク、ウツギはBランクの古河市の指名業者

### 2 請求原因

古河市(合併前の総和町を含む。)は、平成16年9月から本訴提起前の平成18年11月30日までの間に、合計222件(契約金額が500万円超の工事)の公共工事について、指名競争入札を実施したが、これら指名競争入札に際して、原告らを入札参加者に指名せず、入札から排除した、として損害賠償請求訴訟に至った事件である。

### 3 被告市の反論

総和町及び古河市は、原告らをことさらに、入札から排除しておらず、長の裁量権の逸脱、濫用はない。また、指名業者選定については、契約担当課における原案の作成、指名委員会における審議、その審議結果に基づき指名業者の決定についての決裁権者の決裁を経て指名するというもので、恣意性などなくしたシステムにより行っている。

部長、副部長、↓ 白子市長

#### 4 訴訟の経過

平成18年12月28日	有限会社北総興業及び株式会社ウツギから訴訟提起
平成19年1月11日	裁判所から古河市に訴状送達される。
平成19年2月13日から平成22年9月3日まで22回弁論等が行われた	
平成22年9月15日	判決言渡し

#### 5 係属裁判所

水戸地方裁判所 下妻支部 民事合議係

〒304-0067 茨城県下妻市下妻乙99 TEL0296-43-6781

担当裁判官：田島清茂裁判長、菅家忠行裁判官、中野晴行裁判官

#### 6 訴訟代理人

##### (1) 原告側

さいたま市浦和区岸町7-12-4ニチモビル浦和6階

栄総合法律事務所

堂ノ本眞弁護士ほか7人

##### (2) 被告(市)側

水戸市宮町2-4-32岡春ビル4階

大和田法律事務所

大和田一雄弁護士、谷田部亘弁護士